

**第6号議案 新役員の選任**

定款第 19 条第 1 項により、この法人の役員は理事及び監事となっており、定款第 20 条第 1 項により、理事及び監事は、総会の決議により選出されることとなっています。

また、定款第 23 条第 1 項、第 2 項により役員任期は 2 年と定められており、今第 43 回通常総会は役員改選期ではありませんが、大門専務理事と佐藤芳久監事が本第 43 回通常総会を持って退任する旨の意思表示がありました。

このため、欠員となった理事及び監事について、来年の総会までの任期について、欠員補充として次の通り選出します。

- 1 理事                   西藤 勝（JP 労組特別執行委員）
  
- 2 監事                   住沢博紀（日本女子大学名誉教授・元生活研所長）